

政令第二百二十八号

こども政策推進会議令

内閣は、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長）

第一条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第二条 こども政策推進会議の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において処理する。

（こども政策推進会議の運営）

第三条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他こども政策推進会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども政策推進会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（少子化社会対策会議令等の廃止）

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 少子化社会対策会議令（平成十五年政令第三百八十六号）

二 子ども・若者育成支援推進本部令（平成二十一年政令第二百八十一号）

三 子どもの貧困対策会議令（平成二十六年政令第七号）